

函館市・せたな町
定住自立圏の形成に関する協定の
一部を変更する協定書

令和5年（2023年）12月

函館市・せたな町

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

函館市（以下「甲」という。）とせたな町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1アの表を次のように改める。

ア 医療

広域救急医療体制の充実	取組の内容	圏域内における広域救急医療体制の充実を図るため、市立函館病院におけるドクターへリの運航支援をはじめとした各種事業に取り組む。
	甲 の 役 割	乙と連携して、圏域内における広域救急医療体制充実のための各種事業において中心的な役割を担う。
	乙 の 役 割	甲と連携して、圏域内における広域救急医療体制充実のための各種事業に取り組む。
安定的な医療提供体制の確保	取組の内容	圏域内における安定的な医療提供体制を確保するため、救急救命士病院実習の実施をはじめとした各種事業に取り組む。
	甲 の 役 割	乙と連携して、圏域内における安定的な医療提供体制を確保するための各種事業において中心的な役割を担う。
	乙 の 役 割	甲と連携して、圏域内における安定的な医療提供体制を確保するための各種事業に取り組む。

別表第1イの表の次に次の1表を加える。

ウ 教育

文化・スポーツの振興	取組の内容	圏域内の文化・スポーツを振興するため、文化・スポーツ施設の相互利用をはじめとした各種事業に取り組む。
	甲 の 役 割	乙と連携して、圏域内の文化・スポーツを振興するための各種事業において中心的な役割を担う。
	乙 の 役 割	甲と連携して、圏域内の文化・スポーツを振興するための各種事業に取り組む。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年12月18日

函館市東雲町4番13号

甲 函館市

函館市長 大 泉



久遠郡せたな町北檜山区徳島63番地1
乙 せたな町

せたな町長 高 橋 貞 光

